

高知県立県民体育館におけるお弁当の注文販売業者の審査要領

高知県立県民体育館におけるお弁当の注文販売業者の審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「高知県立県民体育館におけるお弁当の注文販売業者の募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は160点（審査員1人当たり40点×4名）とし、審査項目と審査項目ごとの審査員1人当たりの配点は次のとおり。別紙「審査基準」参照のこと。

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 販売予定商品内容 | (10点) |
| (2) 予定価格 | (10点) |
| (4) 品質及び実績 | (10点) |
| (5) 販売手数料金 | (10点) |

3 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書に対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、得点の高い者から順に候補者を決定します（総合点数の60%以上を獲得していることを要する。）。